

山下江法律事務所の
実務に役立つ
企業法務の基礎

第82回

債権保全・回収 (4)

前回まで債権、特に金銭債権の保全方法として、将来優先的に弁済を受けるための「担保」について説明し、保証契約などの人的担保、抵当権や質権といった物的担保の種類、内容について紹介しました。

今から、債権の回収方法についてお話しします。

弁済

当然のことですが、金銭債権の回収方法としては、弁済を受けることが原則です。個々の債権ごとに支払期限と金額を管理し、約束通りの弁済がされない場合には、債務者に対し速やかに支払いを催促することが重要です。また、本来の支払期限が未到来であっても、契約上の「期限

の利益喪失条項」に該当する場合には、直ちに支払いを請求することができます。

代物弁済

代物弁済とは、本来金銭で支払うべきところ、代わりに金銭以外の物（不動産や動産、有価証券など）で弁済することをいいます。

代物弁済は当然にできるわけではなく、債権者が承諾した場合にのみ認められるものです。

代物弁済を受けると、もともとの債権は消滅することになるので、債権者としては、その目的にどれくらいの価値があるのか、容易に換金できるのかといった点を考慮し、代物弁済を受けるかどうか慎重に判断する必要があります。

債権譲渡

(1) 債権譲渡

債権とは、「特定の人に対しても、債務者に対する債権を譲り受け、すなわち金銭の支払を受けることが原則です。

個々の債権ごとに支払期限と金額を管理し、約束通りの弁済がされない場合には、債務者に対し速やかに支払いを催促することが重要です。また、本来の支払期限が未到来であっても、契約上の「期限

の回収可能なものかどうかについて十分に吟味すべきです。

(2) 対抗要件

債権譲渡を受ける場合、その譲渡を第三債務者に主張できるように、債務者対抗要件を備えておく必要があります。具体的には、譲渡人からの「通知」または第三債務者の「承諾」です。また債権が別の第三者へ二重譲渡されるのを防ぐため、第三債務者対抗要件として「確定日付ある証書」による通知または承諾

債務者が債権者に弁済するだけの金銭を有していないものの他人（第三債務者）に対して売掛金等の債権を有している場合には、債権者が債務者からその債権を契約により譲り受けることで、自分の債権を回収することができます。

本来の金銭による弁済に代わるものを受けたという点において、代物弁済の一種ともいえます。したがって、代物弁済と同じように、債権譲渡を受けた場合には、その債権の存否や金額に争いがないか、第三債務者の支払能力に問題はないかなど、譲り受けた債権が確實に回収可能なものかどうかについて十分に吟味すべきです。

(3) 法人債権譲渡の特例

譲渡の対象が法人の有する金銭債権である場合、特例法により、第三者対抗要件は法務局における「債権譲渡登記」によることができます。この場合も債務者対抗要件として通知または承諾が必要です。通知をする場合には債権譲渡登記についての「登記事項証明書」を交付する必要があります。



田中伸山
弁護士
下江法律
事務所、
副所長。

が必要です。その方法として、譲渡人（債務者）が作成した内容証明郵便による通知書を第三者債務者に送付するのが一般的です。

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務=顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江

H28.12 撮影

山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

広島弁護士会所属

□契約書チェック □債権回収 □労務問題など

企業法務専門サイトあります

<http://www.hiroshima-kigyo.com>

山下江 検索

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！

◆債務整理、交通事故：着手金￥0-

予約電話受付
平日 9~19時
土曜 10~17時



相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09